

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日、フランス・パリで行われた
第3回国際連合総会にて採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で議
ることのできない権利とを承認することは、世界にお
ける自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮^{*1)}が、人類の良心を踏みにじっ
た野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けら
れ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の
最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反
逆に訴えることがないようにするためには、法の支配
によって人権を保護することが肝要^{*2)}であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要で
あるので、

*1) 軽侮…軽んじたり、あなどったりすること

*2) 肝要…非常に大切なこと

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本
的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権につい
ての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで
社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意
したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自
由の普遍的^{*3)}な尊重及び遵守^{*4)}の促進を達成すること
を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この
誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に
念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、
加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権
利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること
並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国

*3) 普遍的…あらゆる時、あらゆる場所で、あらゆる人に通用すること

*4) 遵守…しっかりと守ること